

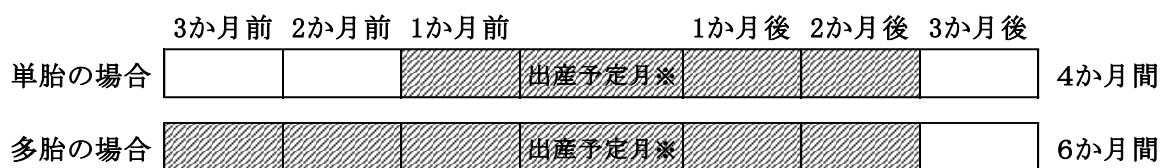
令和5年第2回亀山市議会臨時会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第57号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）により地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、令和6年1月1日から国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する出産予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」といいます。）がある場合においては、政令で定める基準※に従い市町村の条例で定めるところにより、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとされたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>※ 政令で定める基準は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項において規定されました。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合において、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の区分に応じ減額します。 <第26条関係></p> <p>（2）国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、当該出産被保険者に係る届書を市長に提出しなければならないとする規定を設けます。 <新第27条の3関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年1月1日とし、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用します。</p>		

《参考》

所得割額及び被保険者均等割額が減額される期間(斜線部分が減額期間)



※届出が出産後の場合は、出産の日の属する月